

「第 2 次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」概要版

1 計画策定の趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」に基づき、配偶者等からの暴力被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため、前計画での取組の実績や法改正の内容を踏まえた第 2 次計画を策定し、配偶者等からの暴力の根絶を目指します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画はDV防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく市町村基本計画です。
- (2) 男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえるものです。
- (3) 関係機関・団体は、相互に連携協力してこの計画の推進に当たります。
- (4) 市民に対し、この計画に基づいて実施する各種施策への理解と協力を求めています。

3 計画の基本的視点

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという視点に立ちます。
- (2) 配偶者等からの暴力被害者の安全確保を第一に、被害が深刻となる前のできるだけ早い段階で発見したり、被害者と子どもの適切な保護を行うなど、体制を充実します。
- (3) 被害者の自立のため、被害者の状況や意思に応じた総合的で継続的な支援に努めます。
- (4) 関係機関・団体と相互に連携協力し、配偶者等からの暴力防止や相談への対応、保護から自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない継続した支援のためのネットワークづくりに努めます。
- (5) 被害者が二次的被害を受けず、安心して支援を受けることができるよう、職務関係者の研修や啓発に努めます。

4 計画の期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間

5 施策の展開

基本目標 1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進（詳細は計画案の P5～P6 に掲載）

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、配偶者等からの暴力を容認しない社会づくりに取り組みます。

<基本施策>

- 広報啓発活動による普及
- 研修会等の実施
- 学校における予防啓発

—前計画からの主な変更点—

- ・被害者が高齢者または障害者である場合の支援及び啓発活動について追加
- ・加害者として「生活の本拠を共にする交際相手」の追加

基本目標2 総合的な相談体制の充実（詳細は計画案のP7～P9に掲載）

女性相談室（配偶者暴力相談支援センター）では、配偶者等からの暴力をはじめ女性が抱える様々な問題について対応しています。

配偶者等からの暴力の相談に当たっては、被害者のおかれている状況を理解し、それぞれの事情に応じた的確な情報の提供と支援の内容を伝えることが必要となります。そうした情報提供等が、被害者の意向に大きく影響することもあり、相談員の資質の向上を図ることで対応してまいります。

<基本施策>

- 相談体制の充実
- 相談員・職員の資質向上
- 精神的なダメージを受けている被害者とその子どもへの対応

－前計画からの主な変更点－

- ・相談体制の集約化
- ・配偶者暴力相談支援センターの機能の充実

基本目標3 被害者の早期発見と適切な保護（詳細は計画案のP10～P12に掲載）

配偶者等からの暴力は、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害者自身が相談した時は、切迫した状況であることも少なくないため、被害者の早期発見とともに安全の確保に取り組めます。

<基本施策>

- 被害者の早期発見
- 被害者の同行支援
- 被害者の一時保護
- 母子生活支援施設への入所
- 子どもの安全確保
- 個人情報の管理

－前計画からの主な変更点－

- ・個人情報の管理として、税証明及び再発納付書等の発行制限を追加

基本目標4 被害者の自立支援の充実（詳細は計画案のP13～P15に掲載）

被害者の自立をうながすためには、生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、住宅の確保、就業の促進、援護などに関する制度の利用が適切に行われるように努めます。

また、被害者の立場に立ったきめ細やかで継続した自立支援に取り組めます。

<基本施策>

- 継続的な支援の充実
- 被害者の就業支援
- 援護制度の活用
- 住宅の確保
- 被害者の子どもへの支援
- 被害者への適切な対応

ー前計画からの主な変更点ー

- ・被害者の子どもへの支援として、住民票の記載がなされていない場合の予防接種又は検診等への対応について追加

基本目標5 関係機関・団体との連携協力の推進（詳細は計画案のP16～P17に掲載）

被害者とその子どもが、緊急一時保護に始まり、その後、地域で安全に暮らしながら、自立した生活を目指していくために、一つの機関による支援ではなく、関係する機関や市の各制度を担当する部局が密接に連携していくように努めます。

また、多様な機能を持った関係機関・団体と連携して、それぞれの役割を活かした支援のネットワーク強化に努めます。

<基本施策>

- 関係機関・団体との連携
- 民間シェルターへの財政的支援
- 母子生活支援施設への財政的支援
- 女性相談対応マニュアルの整備